

福岡県公報

平成二十八年三月十九日
第三千七百八十号
増刊 ②

目次

規 則 (第二十四―第三十一号)	(保護・援護課)	……………一
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則		
○福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(保護・援護課)	……………二九
○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境保全課)	……………二九
○福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害者福祉課)	……………二九
○福岡県消防学校規則等の一部を改正する規則	(消防防災指導課)	……………三四
○福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(介護保険課)	……………四二
○福岡県行政不服審査法施行細則	(行政経営企画課)	……………四二
○福岡県消費生活センター条例施行規則	(生活安全課)	……………四六
告 示		
○福岡県における主要農作物の奨励品種の一部改正	(水田農業振興課)	……………四六
訓 令		
○福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	……………四六
企 業 局		
○福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程	(企業局管理課)	……………四九
○福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程	(企業局管理課)	……………四九
○福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程	(企業局管理課)	……………五〇

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
(企業局管理課)……………五〇

議 会

○福岡県議会議決規則の一部を改正する規則
(議会議務局議事課)……………六二

○議会が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示
(議会議務局調査課)……………六二

○議会が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示
(議会議務局調査課)……………六三

教育委員会

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領
(教育庁総務課)……………六四

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(教育庁教職員課)……………六六

○福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
(教育庁総務課)……………七三

○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則
(教育庁総務課)……………七三

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十二年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「、審査庁から求められた場合に」を削り、「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第二十二條第二項の規定により」を「第二十九條第二項の規定による審理員からの求めに応じて」に改め、同条第三項中「第二十三條」を「第三十條第一項」に改める。

様式第三号その五を次のように改める。

様式第 3 号その 5 (第 2 条)

介 護 扶 助 認 定 調 書

氏 名	課 長	課 長	課 長
	係 長	係 長	係 長
	担 当 員	担 当 員	担 当 員
男 女			
明 大 昭			
年 月 日 生			
認 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
疾 病 名 (40~64歳 の者)			
要 介 護 状 態 区 分	事業対象者・要支援1・要支援2 要介護 (1・2・3・4・5)	事業対象者・要支援1・要支援2 要介護 (1・2・3・4・5)	事業対象者・要支援1・要支援2 要介護 (1・2・3・4・5)
認 定 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
他 法	介 護 保 険 法	あり なし	あり なし
	障 害 者 総 合 支 援 法	あり なし	あり なし
	そ の 他		
介 護 サ ー ビ ス の 種 類	支 援 総 合 介 予 居 宅 施 設	支 援 総 合 介 予 居 宅 施 設	支 援 総 合 介 予 居 宅 施 設
区 分	サ ー ビ ス の 種 別	サ ー ビ ス の 種 別	サ ー ビ ス の 種 別
	サ ー ビ ス 単 位 数	サ ー ビ ス 単 位 数	サ ー ビ ス 単 位 数
	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 名	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 名	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 名
居 宅 介 護	1. 訪問介護		
	2. 訪問入浴介護		
	3. 福祉用具貸与		
	4. 訪問看護		
	5. 訪問リハビリ		
	6. 通所介護		
	7. 通所リハビリ		
	8. 居宅療養管理指導		
	9. 短期入所生活介護		
	10. 短期入所療養介護		
	11. 認知症対応型共同生活介護		
	12. 特定施設入居者生活介護		
	13. 夜間対応型訪問介護		
	14. 認知症対応型通所介護		
	15. 小規模多機能型居宅介護		
	16. 地域密着型特定施設入居者生活介護		
	17. 看護小規模多機能型居宅介護		
	18. 地域密着型通所介護		
	19. 介護予防訪問介護		
	20. 介護予防訪問入浴介護		
	21. 介護予防福祉用具貸与		
	22. 介護予防訪問看護		
	23. 介護予防訪問リハビリ		
	24. 介護予防通所介護		
	25. 介護予防通所リハビリ		
	26. 介護予防居宅療養管理指導		
	27. 介護予防短期入所生活介護		
	28. 介護予防短期入所療養介護		
	29. 介護予防認知症対応型通所介護		
	30. 介護予防特定施設入居者生活介護		
	31. 介護予防小規模多機能型居宅介護		
	32. 介護予防認知症対応型共同生活介護		
	33. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	34. 介護予防・日常生活支援総合事業		
合 計 (総単位数)			
施 設 介 護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
居宅介護 (介護予防等) 支援事業者名			
本 人 支 払 額	円	円	円
備 考 (住宅改修費並びに特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の購入費の支給並びに個室等居住費〔滞在費〕)			

様式第十一号中「第24条第6項」を「第24条第10項」に改める。
様式第二十五号を次のように改める。

様式第25号(第3条)

家賃・間代・地代証明書

現在の家賃・間代・地代の額	月額 家賃 円	月額 間代 円	年額 月額 地代 円
家賃には	{ 電灯料 円 } { 水道料 円 }	を	{ 含む。 } { 含まない。 }
敷金の額	か月分 円		
借家等の別	借家	借間	借地
住宅の構造	造 ぶき 建て		
間数、畳数、坪数	間数	畳数	坪数 m2(坪) 「うち2階 m2(坪)」
「現在の家賃・間代・地代の額」についての契約期間	年 月 日から	年 月 日まで	
<p>上記について、証明してくださいようお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>借受人 住所 氏名</p> <p>家主(地主) 殿</p> <p style="text-align: right;">○ 印</p>			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>家主(地主) 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">○ 印</p>			

様式第三十号及び様式第三十一号を次のように改める。

様式第30号(第4条、第9条)

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

保健福祉（環境）事務所長 印

保護開始決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 保護の開始時期 年 月 日

No	氏 名	生 年 月 日

2 保護の開始決定の理由

3 この決定通知が申請書受領後14日を経過した理由

4 保護の種類及び程度

支 給 対 象 月	支 給 区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	期末一時	計	医 療 費 本 人 支 払 額

5 医療扶助については現物給付とします。また、医療費本人支払額については治療を受けている病院等に毎月払い込んでください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、外国籍の方については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護の措置です。

注 保護費は、町村役場で支給しますから、この通知書と印かんを持参してください。

なお、あなたの世帯のケース番号は_____です。

様式第31号(第4条)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

保健福祉（環境）事務所長 印

保 護 却 下 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、
下記の理由により却下の決定をしたので通知します。

記

1 却下の決定をした理由

2 この通知が申請書受領後14日を経過した理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、外国籍の方については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護の措置です。

様式第三十二号及び様式第三十三号を次のように改める。

様式第32号(第4条、第9条)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

保健福祉（環境）事務所長 印

保 護 変 更 決 定 通 知 書

あなたの世帯に対する生活保護法による保護について、下記のとおり変更の決定を行ったので通知します。
記

1 保護の変更時期及び変更決定理由

変 更 時 期	変 更 決 定 理 由
年 月 日	

2 保護の種類及び程度

支 給 対 象 月	支給 区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	期末一時		計	医 療 費 本人支払額

一時扶助の内訳(再掲)

3 医療扶助については現物支給とします。また、医療費本人支払額については治療を受けている病院等に毎月払い込んでください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合

にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、外国籍の方については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく生活保護の措置です。

注 定期変更について

- (1) 毎年4月と11月には、定期的に世帯員の年齢の切替えを行います。
- (2) 11月から翌年3月までの各月は、冬季加算として世帯員数に応じて一定額を加算して支給します。
- (3) 毎年12月には、平常月の最低生活費のほかに、世帯員数に応じて一定額の期末一時扶助費を支給します。

様式第33号(第4条)

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

保健福祉（環境）事務所長 印

保 護 廃止
停 止 決 定 通 知 書

年 月 日付けをもって、あなたの世帯に対して保護の開始決定をした生活
保護法による保護を下記のとおり 廃止 したので通知します。
停 止

記

1 保護を 廃止 する時期 年 月 日
停 止

2 決定の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、外国籍の方については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護の措置です。

様式第六十二号から様式第六十四号までを次のように改める。

様式第62号(第16条)

審 査 請 求 書

年 月 日

福岡県知事 殿

審査請求人 印

(同上代理人) 印

生活保護法による保護決定処分について不服があるので、次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

住所又は居所

氏名

(代理人によって請求する場合)

住所

審査請求代理人氏名

2 審査請求に係る処分

「 」

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

4 審査請求の趣旨

「 」

5 審査請求の理由

6 処分庁の教示の有無及びその内容

注 1 審査請求書は、正副2部提出すること。

2 審査請求書には、審査請求人(代理人によって提起する場合は代理人のみ)が押印すること。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。また、解任したときも書面で審査庁に届け出なければならない。

4 処分庁は、経由機関として審査請求書を受け付けたときには、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条に照らし、必要な教示をするとともに、受付印を押し提出年月日を明記しておくこと。

様式第62号の2(第16条)

再 審 査 請 求 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

再審査請求人 印

(同上代理人) 印

生活保護法による保護決定処分に係る審査請求の裁決について不服があるので、次のおり再審査請求をします。

1 再審査請求人の氏名及び住所又は居所

住所又は居所

氏名

(代理人によって再審査請求をする場合)

住所

再審査請求代理人氏名

2 再審査請求に係る裁決

「 」

3 再審査請求の裁決があったことを知った年月日

年 月 日

4 再審査請求の趣旨

「 」

5 再審査請求の理由

6 裁決庁の教示の有無及びその内容

注 1 再審査請求書は、正副2部提出すること。

2 再審査請求書には、再審査請求人(代理人によって提起する場合は代理人のみ)が押印すること。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。また、解任したときも書面で再審査庁に届け出なければならない。

様式第63号(第16条)

弁 明 書

年 月 日

審 理 員 殿

処 分 庁 保 健 福 祉 (環 境) 事 務 所 長 印

審査請求人 の 年 月 日付け提起に係る「生活保護法による保護の
処分」についての審査請求に関して、貴殿より 年 月 日付けをもって、弁
明を求められましたので、下記のとおり弁明します。

記

- 1 処分の内容及び理由
- 2 弁明の趣旨
- 3 審査請求書記載事項(「請求の理由」を除く。)の認否
- 4 審査請求の「理由」に関する認否
- 5 事件の経過
- 6 本件に関する処分庁の意見
- 7 証拠書類(審査請求人提出に係るものを甲証、処分庁提出に係るものを乙証とする。)
- 8 添付書類

様式第64号(第16条)

反 論 書

年 月 日

審 理 員 殿

住所又は居所

審査請求人 氏名 印

住所

(同上代理人)氏名 印

貴殿から、 年 月 日付 第 号により、処分庁提出に係る
弁明書副本の送付を受け、当該弁明に対する反論書の提出を求められましたので、下記のとおり反論します。

記

1 反論事項

弁明書記載の各項について次のとおり反論を行う。

(1)

(2)

(3)

2 結 論

様式第六十七号から様式第六十八号の二までを次のように改める。

様式第67号(第18条)

第 号
年 月 日

生活保護法による費用返還命令書

様

保健福祉（環境）事務所長 印

上記のことについて、下記のとおり決定したので、返還されるよう、生活保護法第63条の規定により命じます。

記

- 1 返還を要する金額
- 2 上記金額決定の理由
- 3 返還金の納入方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考

（費用返還義務）

生活保護法第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

様式第68号(第18条)

第 号
年 月 日

生活保護法による費用徴収決定通知書

様

保健福祉（環境）事務所長 印

あなたの にあたる に対して支弁した生活保護費のうち、生活保護法第77条第1項の規定による費用の徴収を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 費用徴収金額
- 2 費用徴収決定理由及び徴収金額算定の基礎
- 3 徴収の方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

（費用の徴収）

生活保護法第77条第1項 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

様式第68号の2(第18条)

第 号
年 月 日

生活保護法による費用徴収決定通知書

様

保健福祉（環境）事務所長 印

あなたが現在までに受けた生活保護費のうち、生活保護法第78条第1項の規定による費用の徴収を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 費用徴収金額
- 2 費用徴収決定理由及び徴収金額算定の基礎
- 3 徴収の方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

生活保護法第78条第1項 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

様式第七十一号及び様式第七十一号の二を次のように改める。

様式第71号(第21条)

(表)

生活保護法等指定医療機関 指 定
指 定 更 新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード							
所 在 地	〒 - 〇 () -									
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	(フリガナ)									
	氏名(名称等)									
	生年月日		年 月 日							
住所(所在地)	〒 - 〇 () -									
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日		年 月 日				
	住所	〒 - 〇 () -								
診 療 科 名										
病 床 数	一般	床 (床)		結核	床 (床)					
	療養	床 (床)		感染症	床 (床)					
	精神	床 (床)								
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中			年 月 日指定(申請)						
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。		氏 名						
	・									
	・									
	無									
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)									

生活保護法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされたものを含む。)の規定に基づき、上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

(申請先)

福 岡 県 知 事 殿 〒 - 〇
住 所

申請者(開設者) 〒 () -

氏 名

印

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、生活保護法の医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の指定を兼ねた申請書です。所在地又は住所地を管轄する保健福祉(環境)事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が指定された場合には、福岡県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、休床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第71号の2(第21条)

(表)

生活保護法等指定 助産機関
施術機関 申請書

氏 名	(フリガナ)	
生 年 月 日	年 月 日	
住 所	〒 -	TEL () -
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名 称 (フリガナ)	
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所 在 地	〒 - TEL () -
業 務 の 種 類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復	

生活保護法第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされたものを含む。)の規定に基づき、上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

(申請先)

福 岡 県 知 事 殿 〒 -
住 所

申請者 TEL () -
氏 名

印

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉(環境)事務所を経由して提出してください。
- 2 申請する場合には、免許証の写を添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、福岡県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 3 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 申請者の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び助産所又は施術所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第八十号を次のように改める。

様式第80号(第22条)

第 号
年 月 日

様

保健福祉(環境)事務所長 印

就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式の用紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十五号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（平成二年福岡県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「十・七五パーセント」を「五・〇パーセント」に改める。

高等学校に修学する場合	月額三万五千円
修学期間中	月額三万五千円
高等専門学校に修学する場合	月額六万
修学期間中	月額六万
短期大学に修学する場合	月額六万
修学期間中	月額六万
大学に修学する場合	月額六万五千円
修学期間中	月額六万五千円

別表教育支援資金の項中

を

ア 高等学校に修学する場合	月額三万五千円
イ 高等専門学校に修学する場合	月額六万
ウ 短期大学に修学する場合	月額六万
エ 大学に修学する場合	月額六万五千円
オ アからエにつき、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の一・五倍の額まで貸付可能とする。	

に改める。

様式第二号中「令」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成二十八年二月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十六号

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十五年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二二号イの表トリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月二十九日から施行する。

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十七号

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成十二年福岡県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号中

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (注) 記入がない部分は、「正常」とみなされます。

Table with columns for ROM and MMT for various joints (Shoulder, Elbow, Wrist, Hip, Knee, Ankle, Neck, Thorax, Lumbar). Rows list specific movements like flexion, extension, abduction, adduction, etc., with corresponding MMT results.

備考

- 注: 1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。 2. 関節可動域は、基本体位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。 3. 関節可動域の図示は、1-11のように両側に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強度の場合は、強度体位に波線(〰)を引く。 4. 筋力については、表()内に×△○印を記入する。×印は、筋力が著減又は著減(筋力0、1、2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当) ○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当) (P)印の項目指は(P)関節を示す。 5 DIPの他手指の対立内外転等の表示は必要に応じて備考欄を用いる。 6 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で反張線等の異常可動はこの部分には外出し記入となる。



関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (注) 記入がない部分は、「正常」とみなされます。

Table with columns for ROM and MMT for various joints (Shoulder, Elbow, Wrist, Hip, Knee, Ankle, Neck, Thorax, Lumbar). Rows list specific movements like flexion, extension, abduction, adduction, etc., with corresponding MMT results.

備考

- 注: 1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。 2. 関節可動域は、基本体位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。 3. 関節可動域の図示は、1-11のように両側に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強度の場合は、強度体位に波線(〰)を引く。 4. 筋力については、表()内に×△○印を記入する。×印は、筋力が著減又は著減(筋力0、1、2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当) ○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当) (P)印の項目指は(P)関節を示す。 5 DIPの他手指の対立内外転等の表示は必要に応じて備考欄を用いる。 6 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で反張線等の異常可動はこの部分には外出し記入となる。



手術の有無(手術施行済又は手術の予定がある場合は必ず記入してください) 手術施行日: 年 月 日 手術予定日: 年 月 日 (手術名) (手術名)

「呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

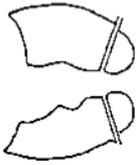
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 階段を人並みの速さでのぼれないが、ゆっくりならのぼれる。
- イ 階段をゆっくりでものぼれないが、途中休みながらならのぼれる。
- ウ 人並みの速さで歩くと思苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。
- エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。
- オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。

3 胸部エックス線写真所見 (平成 年 月 日)

- ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 繊維化 (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (平成 年 月 日)

- ア 予想肺活量 ml
- イ 1秒量 ml
- ウ 予測肺活量秒率 % (= $\frac{イ}{ア} \times 100$)

(ア・ウについては、裏面のノモグラムを使用すること)

5 動脈血ガス

区分	酸素療法導入前の方			酸素療法を導入している方*		
	① (酸素療法開始前)	② 酸素療法を休止 (空気呼吸時)	③ 酸素療法中 (酸素吸入時)	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検査年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
酸素吸入量			① 概ね5分 ② 概ね10分 (該当するものを○でかこむこと)	0 / m		
酸素療法休止期間						
O ₂ 分圧	Torr	Torr	Torr			
CO ₂ 分圧	Torr	Torr	Torr			
pH						
採血より分析までに時間を要した場合	時間 分	時間 分	時間 分			
耳染血を要した場合						

*酸素療法を導入している方は、上記③に検査結果を記載して下さい。
また可能であれば、上記②に酸素療法を休止してから概ね10分(困難な場合は概ね5分)経過後の状態の動脈血ガスの検査結果を記載して下さい。
上記①には、酸素吸入を必要としない患者および酸素療法をしている患者では導入直前の動脈血ガスの検査結果を記載して下さい。

6 酸素療法の施行状況

開始時期 年 月 日から 年 月 日まで
施行状況 (頻度・時間等)

7 その他の臨床所見

《ノモグラム(裏面)の使い方》

- 1 (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にノーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。

「呼吸器の機能障害の状況及び所見」

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

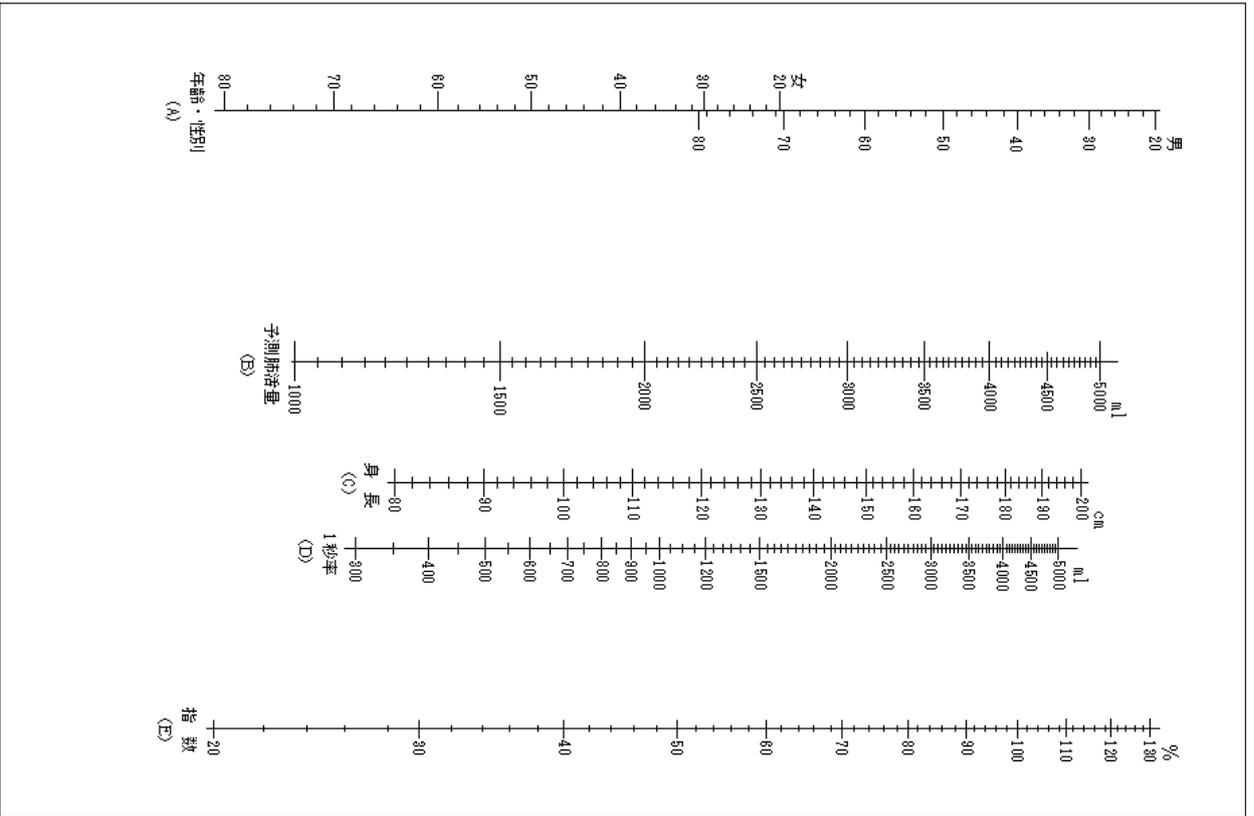
3 胸部エックス線写真所見 (平成 年 月 日)

- ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 繊維化 (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (平成 年 月 日)

- ア 子側肺活量 L (実測肺活量 L)
 - イ 1 秒量 L (実測努力肺活量 L)
 - ウ 子側肺活量1秒率 % ($= \frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$)
- (アについては、下記の子測式を使用して算出すること。)
- 肺活量子測式 (L)
- 男性 $0.45 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$
- 女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$
- (子測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)



「 肝臓の機能障害の状態及び所見」

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1回)		検査日(第2回)	
	年	月	年	月
肝性脳症	状態	点数	状態	点数
	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ なし・軽度 中程度以上		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ なし・軽度 中程度以上	
腹水	概ね		概ね	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血中胆红素、血中アンモニア、血中尿素窒素)	有 ・ 無	有 ・ 無

注1 90日以上180日以内の間隔を置いて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (Ⅰ・Ⅱ)	昏睡 (Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、大山ソープシウム(1981年)による。
注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね10ℓ以上を軽度、30ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

5 動脈血ガス

区分	酸素療法導入前 (酸素療法開始前)		酸素療法を休止 (空気呼吸時)		酸素療法導入後 (酸素療法中)	
	平成 年	月	平成 年	月	平成 年	月
検査年月日	平成 年	月	平成 年	月	平成 年	月
酸素吸入量	/m		/m		/m	
酸素療法休止期間	/m		/m		/m	
O ₂ 分圧	Torr		Torr		Torr	
CO ₂ 分圧	Torr		Torr		Torr	
pH						
採血より分析までに 時間を要した場合	時間	分	時間	分	時間	分
耳采血を要した場合	時間	分	時間	分	時間	分

*上記①には、酸素吸入を必要としない方及び酸素療法をしている方は、導入直前の動脈血ガスの検査結果を記載してください。
検査結果を記入している方は、上記③に検査結果を記入してください。
また、可能であれば、上記②に酸素療法を休止してからおおむね10分(困難な場合は「7分5分)経過後の状態の動脈血ガスの検査結果を記載してください。検査が困難な場合は「7分その他の臨床所見」欄にその理由及び参考所見(SPO₂の測定結果等)を記入してください。

6 酸素療法の施行状況

開始時期 年 月 日から
施行状況(頻度・時間等)

7 その他の臨床所見

」

」

」

「 肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1回)		検査日(第2回)	
	年	月	年	月
肝性脳症	状態	点数	状態	点数
腹水	なし・I・II	なし・I・II III・IV・V	なし・I・II	なし・I・II III・IV・V
	なし・I・II III・IV・V		なし・I・II III・IV・V	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上

注1 90日以上180日以内の間隔において実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (III以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、大山ソノボシヤム(1981年)による。
注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、浮腫による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県消防学校規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十八号

福岡県消防学校規則等の一部を改正する規則

(福岡県消防学校規則の一部改正)

第一条 福岡県消防学校規則(平成十六年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように

改正する。

第二条第二項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第三条の見出し中「時間数」を「単位時間数」に改め、同条第二項中「時間数」を「単位時間数」に、「三十五時間」を「三十五」に改める。

第十条を次のように改める。

(教育訓練への専念の義務)

第十条 前条の規定により入校を許可された者(以下「学生」という。)は、入校期間中は消防学校に関する諸規程に従い、教育訓練に専念しなければならない。

第十一条第一項中「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

第十四条第一項中「様式第五号」を「様式第四号」に、「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

第十七条第三号中「及び娯楽」を「福利」に改める。

第十九条第二項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

消防職員に対する初任教育の教科目及び単位時間数

種 目	教 科 目	単 位 時 間 数
基礎教育	倫理	5
	法学基礎・消防法	20
	消防組織制度	9
	サービスと勤務	28
	理化学	10
	小計	72
実務教育	予防広報	20
	危険物	8
	消防用設備	12
	査察	27
	建築	10
	安全管理	16
	特殊災害と保安	10
	火災防ぎよ	30
	火災調査	15
	防災	23
	救急	50
	消防機械・ポンプ	10
	小計	231
実科訓練	訓練礼式	50
	消防活動訓練	82
	救助訓練	45
	機器取扱訓練	55
	消防活動応用訓練	85
	体育	55
	小計	372
その他	実務研修	35
	選択研修	40
	行事その他	50
	小計	125
計		800

別表第二の四「及び時間数」を「及び単位時間数」に改め、同表の一を次のように改

める。

1 警防科		
教科目	教 科 目	単位時間数
講話		1
防災		5
警防対策		13
消防戦術と安全管理		14
図上訓練		10
実技訓練		15
事例研究		6
健康管理		3
効果測定		2
行事その他		1
計		70

別表第二の二「時間数」を「単位時間数」に改め、同表の三を次のように改

める。

3 予防査察科		
教科目	教 科 目	単位時間数
講話		1
予防査察行政の現状と課題		1
消防同意		6
査察		24
危険物規制		7
違反処理		14
査察・違反処理実習		8
事例研究		6
効果測定		2
行事その他		1
計		70

別表第二の四「時間数」を「単位時間数」に改め、同表の五を次のように改

める。

5 火災調査科		
教科目	教 科 目	単位時間数
講話		1
原因調査関係法規		6
原因調査		25
損害調査		6
鑑定		2
調査実習		7
調査書類		14
事例研究		6
効果測定		2
行事その他		1
計		70

別表第二の六「時間数」を「単位時間数」に改め、同表の七を次のように改

める。

7 救助科		
教科目	教 科 目	単位時間数
講話		1
安全管理		21
災害救助対策		23
救急		5
救助器具取扱訓練		21
救助訓練		30
総合訓練		30
健康管理		3
効果測定		5
行事その他		1
計		140

別表第三を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

消防職員に対する幹部教育の科の種別並びに教科目及び単位時間数

1 初級幹部科

教科目	単位時間数
講話	1
訓練礼式	2
消防時事	8
消防財政	3
人事業務管理	12
安全管理	10
現場指揮	18
事例研究	15
行事その他	1
計	70

2 中級幹部科

教科目	単位時間数
講話	1
訓練礼式	1
消防時事	4
消防財政	2
人事業務管理	10
安全管理	5
現場指揮	10
事例研究	15
行事その他	1
計	49

3 上級幹部科

教科目	単位時間数
管理職の役割	2
業務管理	3
人事管理	4
危機管理	3
事例研究	8
行事その他	1
計	21

別表第四中「及び時間数」と「及び単位時間数」に、「時間数」と「単位時間数」に、「訓練例式」と「訓練礼式」に改める。

別表第五中「及び時間数」と「及び単位時間数」に、「時間数」と「単位時間数」に改める。

別表第六中「及び時間数」と「及び単位時間数」に改め、回表の一中「時間数」と「単位時間数」に、「訓練例式」と「訓練礼式」に改め、回表の二中「時間数」と「単位時間数」に、「事前研究」と「事例研究」に改め、回表の三中「時間数」と「単位時間数」に改める。

様式第一号から様式第二号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

第 号

平成 年 月 日

福岡県消防学校長 殿

任命権者

公印

入 校 申 込 書

次の者を福岡県消防学校消防職員 教育 科・研修・講習 (第 回) に入学させたいので申し込みます。

階 級	ふ り が な 氏 名	年 齢 性 別	係 別 (役 職 名)	採 用 年 月 日	宿 泊 通 学 の 別
				現階級昇任年	
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学

注1 年齢の欄は、入校日現在の年齢を記入してください。

注2 現階級昇任年の欄は、消防副士長以上の階級にある者のみ記入してください。

注3 初任教育以外の課程に入校しようとする者は、宿泊・通学の欄の該当する方を○で囲んでください。

消防本部担当者	課	係	氏名	電話番号
---------	---	---	----	------

様式第 1 号の 2 (第 8 条関係)

第 号

平成 年 月 日

福岡県消防学校長 殿

任命権者

公印

入 校 申 込 書

次の者を福岡県消防学校消防団員 教育 科 課程・研修 (第 回) に入校させたいので申し込みます。

階 級	ふ り が な 氏 名	年 齢 性 別	勤続年数	任命年月日	宿泊通学の別
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学
		歳 男・女			宿泊・通学

注1 年齢の欄は、入校日現在の年齢を記入してください。

注2 初級幹部科、現場指揮課程又は消防操法研修に入校しようとする者は、宿泊・通学の欄の該当する方を○で囲んでください。

注3 再入団の場合、勤続年数の欄は通算した年数を、任命年月日の欄は最終任命日をそれぞれ記入してください。

市町村担当者	課 係 氏名	電話番号
--------	--------	------

様式第 2 号 (第 8 条関係)

身 上 書

本 部 名				写 真 (上半身無帽) 縦 4 cm×横 3.5 cm 入校日の 3 ヶ月以 内に撮影したもの ※縦横の倍率を変 更しないこと
ふりがな 氏 名		階級		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	年齢	
現 住 所	〒 TEL			
最終学歴	() 科)			
採用年月日	昭和・平成 年 月 日			
消防学校 入校経歴	年 月 日	第 回初任教育卒業	年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
資格技能	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
業 務 別 従 事 状 況	業 務 種 別	経 験 の 有 無	現在従事しているか	経 験 年 数
	総 務 関 係 事 務	ある・ない	いる・いない	年 月
	予 防 関 係 事 務	ある・ない	いる・いない	年 月
	警 防 隊 員 (警 防 事 務 を 含 む。)	ある・ない	いる・いない	年 月
	救 助 隊 員 (救 助 事 務 を 含 む。)	ある・ない	いる・いない	年 月
	救 急 隊 員 (救 急 事 務 を 含 む。)	ある・ない	いる・いない	年 月
	水 難 救 助 隊 員	ある・ない	いる・いない	年 月

注 1 最終学歴の欄は、初任教育に入校しようとする場合のみ記入してください。

注 2 業務別従事状況の欄は、全項目について「ある・ない」、「いる・いない」の該当する方を○で囲んでください。
また、各業務種別で重複する場合の経験年数は、それぞれに記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

任命権者

公印

様式第三号を削り、様式第四号を様式第三号とし、様式第五号を様式第四号とし、様式第六号を様式第五号とする。

(福岡県消防学校規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県消防学校規則の一部を改正する規則(平成二十七年福岡県規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「別表六の二」を「別表第六の二」に、「中級幹部課程」を「中級幹部科」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十九号

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則(平成十一年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号付表六一及び付表六一(別紙)中「(臺灣區)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県行政不服審査法施行細則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

福岡県行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」とい

う。)並びにこれに基づく命令及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の求め)

第二条 法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付(以下「閲覧等」という。)を求めらる者(以下「閲覧等請求人」という。)は、提出書類閲覧等請求書(様式第一号)を審理員に提出しなければならない。

(閲覧等の求めに対する決定及び通知)

第三条 審理員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部又は一部の閲覧等を認めるときは、その旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨並びに閲覧等を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 審理員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部の閲覧等を認めないときは、閲覧等を認めない旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(手数料の減免)

第四条 法第三十八条第一項の規定による交付を求めらる者(次項において「交付請求人」という。)は、手数料の減額又は免除を受けようとするときは、当該交付を求めらる際に、併せて提出書類複写等手数料減免申請書(様式第二号)を審理員に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、交付請求人が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一條第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(審理員を指名しない場合の読替え)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八条の四第三項の規定により福岡県が設置する機関(執行機関が知事であるものに限る。)が審査庁である場合又は法第九條第一項ただし書の規定により福岡県の条例に特別の定めがある場合における前三條の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」とする。

2 地方自治法第四百三十三條第三項(第百八十条の五第八項及び第百八十四條第二項に

において準用する場合を含む。）の審査請求である場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。

（再審査請求への準用）

第六条 第二条から第四条までの規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第二条及び第四条中「第三十八条第一項」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（福岡県行政不服審査会に対する閲覧等への準用）

第七条 第二条から第四条までの規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による閲覧等について準用する。この場合において、第二条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「福岡県行政不服審査会」と、第三条中「審理員」とあるのは「福岡県行政不服審査会」と、第四条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「福岡県行政不服審査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

提出書類閲覧等請求書

年 月 日

殿

住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電 話 番 号 _____

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 3 8 条第 1 項（法第 6 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 8 1 条第 3 項において準用する第 7 8 条第 1 項の規定により、下記の書類の閲覧等を求めます。

閲覧等の対象である (再) 審査請求	処分に対して 年 月 日付けで行った (再) 審査請求
閲覧等を求める根拠規定（次のいずれかの□にレ印を記入すること）	<input type="checkbox"/> 法第 3 8 条第 1 項（審理員に対し提出された書類等を対象とする。） <input type="checkbox"/> 法第 8 1 条第 3 項において準用する第 7 8 条第 1 項（福岡県行政不服審査会に対し提出された書類等を対象とする。）
閲覧等を求める提出書類等の名称等	
求める閲覧等の方法 （該当する□にレ印を記入すること）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は書面の交付 （写し又は書面の交付を求める場合、以下も記入すること。） 1. <input type="checkbox"/> 片面複写（出力） <input type="checkbox"/> 両面複写（出力） 2. <input type="checkbox"/> 全て単色刷りでの交付（1 枚 1 0 円） <input type="checkbox"/> 原本どおりの交付（多色刷りは 1 枚 3 0 円） 3. <input type="checkbox"/> 郵送希望

注 1 写し又は書面の交付を求める場合であって、経済的困難により手数料を納付する資力がないために手数料の減免を求める者は、提出書類複写等手数料減免申請書（様式第 2 号）を併せて提出すること。

2 閲覧等を請求できる期間は、法第 3 8 条第 1 項の規定による交付請求にあっては審理手続が終結するまで、法第 8 1 条第 3 項において準用する第 7 8 条第 1 項の規定による交付請求にあっては福岡県行政不服審査会が審査庁に答申をするまでの間に限る。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

提出書類複写等手数料減免申請書

年 月 日

殿

審査請求人 (参加人) _____ 印

下記のとおり提出書類の写し等の交付に係る手数料の減免を受けたいので、福岡県行政不服審査法施行細則第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

減免を申請する理由 (次のいずれかの□にレ印を記入すること)

- 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けているため
※当該扶助を受けていることを証明する書面を添付すること。

- その他減免を申請する理由があるため

具体的に理由を記入すること。

※市町村民税非課税世帯であることを証明する書面その他の減免を受けるべき当該事実を証明する書面を添付すること。

福岡県消費生活センター条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十一号

福岡県消費生活センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県消費生活センター条例（平成二十八年福岡県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(消費生活相談日時)

第二条 福岡県消費生活センター（以下「センター」という。）において条例第三条の規定による消費生活相談の事務を行う日及び時間は、次に掲げるとおりとする。

一 電話相談及び来所相談 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時三十分まで。ただし、次に掲げる日を除く。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
ロ 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（イに掲げる休日を除く。）

二 電話相談のみ 日曜日の午前十時から午後四時まで。ただし、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く。

(消費生活相談員)

第三条 センターには、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の第三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材の確保)

第四条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を有していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第五条 知事は、センターにおいて消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第三百四号

福岡県における主要農作物の奨励品種（平成元年十月福岡県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

一の表中

つくしろまん
つやおとめ
ちくし九〇号

を

つくしろまん
つやおとめ
実りつくし

に改める。

訓 令

福岡県訓令第三号

福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

本 庁
出先機関

福岡県知事 小川 洋

福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令

福岡県文書書式規程（平成十六年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正す

る。

別記七第二号の説明⑤を次のように改める。

⑤ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十二条及び行政事件訴訟法

（昭和三十七年法律第三十九号）第四十六条の規定に基づき、行政処分に対する審査請求及び処分等の取消しの訴えの教示をする場合は、次の例によることとし、処分書の末尾又は見やすいその他の部分に置くようにする。また、この教示の書面を別個に準備して処分書に添付してよい。

㉑ 審査請求をすることが出来る行政処分について、審査請求及び取消しの訴えのことが出来る場合

○この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事（その他審査請求のできる行政庁名）に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

○なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

㉒ 審査請求をすることが出来る行政処分について、審査請求に付する裁判を経た後、処分書の末尾に於て取消しの訴えをすることが出来る場合

1 ○この処分に不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事（その他審査請求のできる行政庁名）に対して審査請求をすることができます。

2 ○この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁判を経た後は、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。（この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁判を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

○(1)○審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。
○(2)○処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

○(3)○その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

㉑ 審査請求をすることが出来る行政処分について、審査請求に対する裁判に対してのみ取消しの訴えをすることが出来る場合

1 ○この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事（その他審査請求のできる行政庁名）に対して審査請求をすることができます。

○なお、この処分については、取消しの訴えを提起することはできません。

2 ○上記1の審査請求に対する裁判については、裁判の取消しの訴えを提起することができます。

別記七第三号の説明⑥を次のように改める。

⑥ 行政不服審査法第八十二条及び行政事件訴訟法第四十六条の規定に基づき、行政処分に対する審査請求及び処分等の取消しの訴えの教示をする場合の方法は、達の例による。

別記十を次のように改める。

〔説明〕

① 裁決書において、その裁決に対する再審査請求又は裁決の取消しの訴えをすることができるときには、行政不服審査法第五十条第三項及び行政事件訴訟法第四十六条の規定に基づき、教示を行わなければならない。

② 理由について、主文が審理員意見書又は福岡県行政不服審査会若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定により福岡県が設置する機関の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含むものとする。

③ 審査請求人に送達する裁決書は、謄本であるから謄本の末尾に「上記は、謄本である」と奥書きし、その下に謄本作成年月日及び謄本作成時の審査庁名を記載の上押印する。

④ 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による福岡県行政不服審査会への諮問を要しない場合には、裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

企 業 局

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県企業管理者 江 口 勝

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程（平成五年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び宮若市内」を「、宮若市内、久留米市内及びうきは市内」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県企業管理者 江 口 勝

福岡県企業局組織規程第二号

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

福岡県企業局組織規程（昭和四十年福岡県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

1	局長	管理者の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	上司の命を受け、当該課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3	課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
4	課長技術補佐	技術に関し、課長を補佐する。
5	参事補佐	上司の命を受け、局の事務に関し課長を補佐する。
6	係長	上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
7	企画主査	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。
8	事務主査	上司の命を受け、当該係の長を補佐し、事務を処理する。
9	技術主査	上司の命を受け、当該係の長を補佐し、技術を処理する。
10	主任主事	上司の命を受け、複雑な事務に従事する。
11	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
12	主任技師	上司の命を受け、複雑な技術に従事する。
13	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
14	主任技能員	上司の命を受け、高度な技能を要する労務に従事する。
15	技能員	上司の命を受け、労務に従事する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県企業管理者 江口 勝

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程（平成十年福岡県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二工業用地造成事業勘定科目表固定負債の部中

引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
その他の固定負債	(何) 引当金	引当金の性格を示す科目を付す。
		固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理された金額が負債総額の百分の一を超えるものについては当該負債を示す科目をもって記載する。

を

引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
	(何) 引当金	引当金の性格を示す科目を付す。

に改める。

長期前受金		1年以内に債務が履行されるものを除く。
その他の固定負債		固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理された金額が負債総額の百分の一を超えるものについては当該負債を示す科目をもって記載する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県企業管理者 江口 勝

福岡県企業局管理規程第四号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表中「本局」を「本庁」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

職務の級	区分	額
七 級	一 種	一〇六、二〇〇円
	二 種	九二、三〇〇円
	三 種	八七、〇〇〇円
六 級	三 種	八七、〇〇〇円

別表第一及び別表第三を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係) 企業職給料表(一)

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	451,900
	25	176,700	232,600	265,100	308,400	337,300	366,500	453,300
	26	178,400	234,300	267,000	310,500	339,200	368,400	454,600
	27	180,100	235,800	268,800	312,600	341,100	370,400	455,900
	28	181,800	237,400	270,700	314,600	343,000	372,400	457,100
	29	183,300	238,900	272,400	316,600	344,700	373,900	458,100
	30	185,100	240,400	274,300	318,600	346,600	375,700	458,800
	31	186,900	242,000	276,200	320,700	348,500	377,500	459,600
	32	188,600	243,500	278,000	322,800	350,300	379,100	460,300
	33	190,200	245,000	279,700	324,300	352,200	380,900	461,000
	34	191,700	246,500	281,600	326,300	354,000	383,600	461,800
	35	193,200	247,900	283,400	328,200	355,800	386,200	462,500
	36	194,700	249,300	285,300	330,300	357,500	388,900	463,100
	37	197,200	250,800	287,000	332,200	358,900	391,300	463,600
	38	199,000	252,600	288,700	334,100	360,200	393,600	464,200
	39	200,800	254,300	290,500	336,100	361,600	395,800	464,800
	40	202,600	256,100	292,300	338,000	363,000	398,200	465,400
	41	204,300	257,800	294,000	339,900	366,500	400,000	465,900
	42	206,100	259,600	295,700	341,800	368,400	402,000	466,400
	43	207,900	261,400	297,400	343,600	370,400	403,900	466,800
	44	209,700	263,100	299,000	345,500	372,400	405,700	467,100

	45	211,100	265,100	300,400	347,000	373,900	407,600	467,400
	46	212,900	267,000	302,500	348,400	375,700	409,400	
	47	214,600	268,800	304,500	349,900	377,500	411,200	
	48	216,400	270,700	306,600	351,400	379,100	413,100	
	49	218,100	272,400	308,400	353,000	380,900	414,900	
	50	219,800	274,300	310,500	353,800	382,300	416,400	
	51	221,400	276,200	312,600	355,000	383,800	417,900	
	52	223,000	278,000	314,600	356,000	385,400	419,500	
	53	224,500	279,700	316,600	358,900	386,800	421,100	
	54	226,200	281,600	318,600	360,200	388,000	422,400	
	55	227,800	283,400	320,700	361,600	389,200	423,700	
	56	229,400	285,300	322,800	363,000	390,300	424,900	
	57	230,800	287,000	324,300	364,300	391,400	426,100	
	58	232,300	288,700	326,300	365,200	392,600	427,400	
	59	233,800	290,500	328,200	366,300	393,800	428,700	
	60	235,100	292,300	330,300	367,400	394,900	429,900	
	61	236,400	294,000	332,200	368,200	395,600	431,100	
	62	237,600	295,700	334,100	369,100	396,300	431,900	
	63	238,700	297,400	336,100	370,000	397,000	432,700	
	64	239,900	299,000	338,000	370,900	397,700	433,500	
	65	241,200	300,700	339,900	371,800	398,300	434,100	
	66	242,500	302,400	341,800	372,600	398,900	434,800	
	67	243,700	304,000	343,600	373,400	399,400	435,500	
	68	245,000	305,700	345,500	374,200	399,800	436,200	
再任職員以外の職員	69	246,000	306,900	347,000	374,900	400,200	437,000	
	70	247,400	308,400	348,400	375,600	400,500	437,800	
	71	248,900	309,900	349,900	376,300	400,800	438,200	
	72	250,400	311,500	351,400	377,000	401,100	438,900	
	73	251,800	313,100	353,000	377,500	401,400	439,400	
	74	253,200	314,700	353,800	378,100	401,700	439,800	
	75	254,600	316,300	355,000	378,700	402,000	440,200	
	76	256,000	317,800	356,000	379,400	402,300	440,600	
	77	257,200	319,300	356,900	379,800	402,600	441,000	
	78	258,500	320,500	358,000	380,500	402,900	441,400	
	79	259,900	321,700	358,900	381,100	403,200	441,800	
	80	261,300	322,900	360,000	381,700	403,500	442,100	
	81	262,600	323,600	360,900	382,100	403,800	442,400	
	82	263,700	324,500	361,600	382,700	404,100	442,800	
83	265,000	325,300	362,300	383,300	404,400	443,100		
84	266,300	326,100	363,000	383,900	404,700	443,400		
85	267,400	327,000	363,400	384,300	404,900	443,700		
86	268,500	327,400	364,000	384,800	405,200			
87	269,800	328,100	364,700	385,300	405,500			
88	271,100	328,900	365,400	385,900	405,800			
89	272,200	329,700	365,700	386,200	406,000			
90	273,200	330,400	366,400	386,600	406,300			
91	274,300	331,100	367,100	387,000	406,600			
92	275,400	331,800	367,800	387,400	406,800			

93	276,600	332,300	368,100	387,700	407,000
94		332,900	368,700	388,000	407,300
95		333,400	369,400	388,300	407,600
96		334,000	370,000	388,600	407,800
97		334,300	370,300	388,800	408,000
98		334,800	370,900	389,100	408,300
99		335,200	371,600	389,400	408,600
100		335,700	372,200	389,600	408,800
101		336,100	372,600	389,800	409,000
102		336,600	373,100	390,100	409,300
103		337,100	373,700	390,400	409,600
104		337,600	374,200	390,600	409,800
105		337,900	374,700	390,800	410,000
106		338,300	375,300	391,100	
107		338,800	375,800	391,400	
108		339,200	376,100	391,600	
109		339,500	376,500	391,800	
110		339,900	377,000	392,100	
111		340,400	377,400	392,400	
112		340,800	377,800	392,600	
113		341,000	378,200	392,800	
114		341,400	378,700	393,100	
115		341,900	379,100	393,400	
116		342,300	379,500	393,600	
117		342,400	379,800	393,800	
118		342,900	380,200	394,100	
119		343,300	380,600	394,400	
120		343,600	381,000	394,600	
121		343,900	381,300	394,800	
122		344,300	381,700		
123		344,700	382,100		
124		345,100	382,400		
125		345,600	382,700		
126		346,000	383,100		
127		346,400	383,400		
128		346,800	383,700		
129		347,300	384,000		
130		347,700	384,300		
131		348,000	384,600		
132		348,300	384,900		
133		348,800	385,200		
134			385,500		
135			385,800		
136			386,100		
137			386,300		
138			386,600		
139			386,900		
140			387,100		

	141			387,300				
再任用職員		214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 (第 5 条の 3) 調整基本額表

企業職給料表 (一)

職務の級	調整基本額
1 級	7,500円
2 級	9,500円
3 級	10,100円
4 級	10,500円
5 級	11,000円
6 級	11,900円
7 級	12,500円

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(特定職務の級の切替え)

第二条 平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(以下「改正前の給与規程」という。)(別表第一企業職給料表(一)の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。))は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。))に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員(以下「県職員」という。))の例により、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与規程別表第一企業職給料表(一)の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。))は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。))に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧級、新級及び旧号給

に応じて附則別表第三に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び県職員の例によりこれに準ずる職員の切替日における前二条の規定の適用については、附則第二条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第一項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び県職員の例によりこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は県職員の例による。

附則別表第 1 (附則第 2 条関係) 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
企業職給料表(一)	1 級	1 級
	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	2 級
	5 級	2 級
	1 級	3 級
	2 級	3 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	4 級

	6 級		5 級
	7 級		6 級
	8 級		7 級

附則別表第 2（附則第 3 条関係） 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表
企業職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	1 級	7 級	8 級
1	1	25	1
2	2	26	2
3	3	27	3
4	4	28	4
5	5	29	5
6	6	30	6
7	7	31	7
8	8	32	8
9	9	33	9
10	10	34	10
11	11	35	11
12	12	36	12
13	13	37	13
14	14	38	14
15	15	39	15
16	16	40	16
17	17	41	17
18	18	42	18
19	19	43	19
20	20	44	20
21	21	45	21
22	22	46	22
23	23	47	23
24	24	48	24
25	25	49	25
26	26	50	26
27	27	51	27
28	28	52	28
29	29	53	29
30	30	54	30
31	31	55	31
32	32	56	32
33	33	57	33
34	34	58	34
35	35	59	35
36	36	60	36
37	37	61	37
38	38	62	38
39	39	63	39
40	40	64	40
41	41	65	41
42	42	66	42
43	43	67	43
44	44	68	44
45	45	69	45
46	46	70	
47	47	71	
48	48	72	
49	49	73	
50	50	74	
51	51	75	
52	52	76	
53	53	77	
54	54	78	
55	55	79	
56	56	80	
57	57	81	
58	57	82	
59	58	83	

60	58	84	
61	59	85	
62	59		
63	60		
64	60		
65	61		
66	61		
67	62		
68	62		
69	63		
70	63		
71	64		
72	64		
73	65		
74	65		
75	66		
76	66		
77	67		
78	67		
79	68		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	73		
87	74		
88	74		
89	75		
90	75		
91	76		
92	76		
93	77		

附則別表第 3 (附則第 3 条関係) 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表
企業職給料表 (一) の適用を受ける職員の新号給

旧級 新級 旧号給	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	1 級	2 級	2 級	3 級	3 級	4 級	4 級	5 級	5 級	6 級
1	33	1	21	1	25	1	17	1	17	1
2	34	2	22	2	26	2	18	2	18	2
3	35	3	23	3	27	3	19	3	19	3
4	36	4	24	4	28	4	20	4	20	4
5	37	5	25	5	29	5	21	5	21	5
6	38	6	26	6	30	6	22	6	22	6
7	39	7	27	7	31	7	23	7	23	7
8	40	8	28	8	32	8	24	8	24	8
9	41	9	29	9	33	9	25	9	25	9
10	42	10	30	10	34	10	26	10	26	10
11	43	11	31	11	35	11	27	11	27	11
12	44	12	32	12	36	12	28	12	28	12
13	45	13	33	13	37	13	29	13	29	13
14	46	14	34	14	38	14	30	14	30	14
15	47	15	35	15	39	15	31	15	31	15
16	48	16	36	16	40	16	32	16	32	16
17	49	17	37	17	41	17	33	17	33	17
18	50	18	38	18	42	18	34	18	34	18
19	51	19	39	19	43	19	35	19	35	19
20	52	20	40	20	44	20	36	20	36	20
21	53	21	41	21	45	21	37	21	37	21
22	54	22	42	22	46	22	38	22	38	22
23	55	23	43	23	47	23	39	23	39	23
24	56	24	44	24	48	24	40	24	40	24
25	57	25	45	25	49	25	41	25	41	25
26	58	26	46	26	50	26	42	26	42	26
27	59	27	47	27	51	27	43	27	43	27
28	60	28	48	28	52	28	44	28	44	28
29	61	29	49	29	53	29	45	29	45	29
30	62	30	50	30	54	30	46	30	46	30
31	63	31	51	31	55	31	47	31	47	31
32	64	32	52	32	56	32	48	32	48	32
33	65	33	53	33	57	33	49	33	49	33
34	66	34	54	34	58	34	50	34	50	34
35	67	35	55	35	59	35	51	35	51	35
36	68	36	56	36	60	36	52	36	52	36
37	69	37	57	37	61	37	53	37	53	37
38	70	38	58	38	62	38	54	38	54	38
39	71	39	59	39	63	39	55	39	55	39
40	72	40	60	40	64	40	56	40	56	40
41	73	41	61	41	65	41	57	41	57	41
42	74	42	62	42	66	42	58	42	58	41
43	75	43	63	43	67	43	59	43	59	42
44	76	44	64	44	68	44	60	44	60	42
45	77	45	65	45	69	45	61	45	61	43
46	78	46	66	46	70	46	62	46	62	43
47	79	47	67	47	71	47	63	47	63	44
48	80	48	68	48	72	48	64	48	64	44
49	81	49	69	49	73	49	65	49	65	45
50	82	50	70	50	74	50	66	49	66	45
51	83	51	71	51	75	51	67	50	67	45
52	84	52	72	52	76	52	68	50	68	45
53	85	53	73	53	77	53	69	51	69	46
54	86	54	74	54	78	54	70	51	70	46
55	87	55	75	55	79	55	71	52	71	46
56	88	56	76	56	80	56	72	52	72	46
57	89	57	77	57	81	57	73	53	73	47
58	90	57	78	58	82	58	74	53	74	47

123	93	75								
124	93	75								
125	93	75								

議 会

福岡県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

平成二十八年三月二十九日

福岡県議会議長 井上 忠 敏

福岡県議会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会議規則（昭和三十一年九月十七日議決）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「出産」の下に、「家族の看護又は介護、配偶者の出産補助」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県議会議告第一号

議会在管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県議会議長 井上 忠 敏

議会在管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

議会在管理する公文書の開示等に関する規程（平成十三年七月福岡県議会議告第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（審査請求等）

第二条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による審査請求があつたときは、議長は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 議長は、前項の規定による諮問についての答申を受けたときは、福岡県議会議規則（昭和三十一年九月議決）第八十八条に規定する代表者会議の意見を聴いて、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

第三条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五条中「不服申立人、参加人」を「審査請求人又は参加人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第六条第一項及び第二項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第七条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第八条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項を次のように改める。

審査請求人等は、議会運営委員会に対し、議会運営委員会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を議会運営委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、議会運営委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 議会運営委員会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、議会運営委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第九条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第十条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県議会告示第二号

議会が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県議会議長 井上 忠敏

議会が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

議会が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成十七年四月福岡県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（審査請求等）

第二条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）による審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は除き、議会運営委員会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は、前項の規定による諮問についての答申を受けたときは、福岡県議会議長規

則（昭和三十一年九月議決）第八十八条に規定する代表者会議（以下「代表者会議」という。）の意見を聴いて、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

第三条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四条中「不服申立人又は参加人」を「審査請求人又は参加人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第五条第一項及び第二項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第六条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第七条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項を次のように改める。

審査請求人等は、議会運営委員会に対し、議会運営委員会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。））にあつては、記録された事項を議会運営委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、議会運営委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

第八条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「により閲覧をさせよう」とを「による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしよう」とに、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第九条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十一条中、「条例第三条第二項ただし書及び第三項第七号、第五条第二項第六号並びに第六条第三号」を「条例第三条第三項ただし書及び第四項第七号並びに第五条第二項第六号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第 1 号

本 庁

出先機関

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福岡県教育委員会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領

(趣旨)

第一条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する職員（以下「職員」という。）による障害者に対する差別の解消の取組を実効性あるものとするために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁の相互作用により、暮らしや生活に何かしらの問題（支障）を感じているものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。

（障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止）

第三条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し、障害を理由として

、障害者でない者と不当な差別的取扱いをするにより、当該障害者の権利利益を侵害してはならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮）

第四条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を誠実に払い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

2 教育委員会は、職員が合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

3 教育委員会及び職員は、前二項に規定する合理的配慮を怠ることによつて、障害者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の留意事項）

第五条 職員は、合理的配慮を行うに当たり、障害者の意見を聞き、対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、代替措置の選択も含め、柔軟に対応するものとする。

2 合理的配慮は、教育委員会がその事務又は事業を行うに当たり、障害者と障害者でない者に同等な機会を提供することを目的としており、教育委員会が行うその事務又は事業の目的、内容又は機能の本質的な変更には及ばない。

3 職員は、社会的障壁の除去の実施方法及び内容については、次に掲げる要素を考慮し、具体的場面及び状況に応じて、客観的かつ総合的に判断するものとする。

- 一 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）
- 二 物理的若しくは技術的制約又は人的若しくは体制上の制約を考慮した実現可能性の程度
- 三 費用又は負担の程度

4 職員は、前項の規定により、社会的障壁の除去の実施が困難であると判断する場合においては、障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

5 教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託する場合においては、委託の条件に、この訓令を踏まえた合理的配慮を行うことについて盛り込むよう努めなければならない。

6 教育委員会は、障害種別ごとの合理的配慮の考え方並びにポイント及び事例並びに学校等における合理的配慮等の具体例を別に定めて例示するものとする。なお、職員が合理的配慮を行うに当たっては、当該事例のみに限られるものではなく、当該事例を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、柔軟に対応しなければならない。

(分野別の留意点)

第六条 教育委員会は、所管事業の分野別に留意点を別に定める。

2 職員は、前条各項に定める合理的配慮を行うに当たり、前項の留意点についても配慮しなければならない。

(研修及び啓発)

第七条 教育委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項に規定する研修は、職員とその監督者（職員のうち、部下の職員を管理監督する地位にある職員で、係長又は係長相当職以上の職にある者をいう。以下同じ。）である職員に対して、基本的事項及び求められる役割について理解させるために実施する。

3 教育委員会は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することにより、意識の啓発を図るものとする。

(相談体制の整備)

第八条 教育委員会は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、別に定める相談窓口を置く。

2 前項に規定する相談窓口で相談を受ける場合においては、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、筆談、要約筆記、手話など障害者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第一項に規定する相談窓口に寄せられた相談は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、法第十七条第一項の規定により県が組織する障害者差別解消支援地域協議会を通じて、関係者間で情報共有を図るものとする。

4 教育委員会は、第一項に規定する相談窓口について、必要に応じ充実を図るよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第九条 監督者は、次に掲げる事項を行うことによつて、合理的配慮がなされるよう環境の整備を図り、障害を理由とする不当な差別的取扱いが行われないようにしなければならない。

一 部下の職員に対する日常の執務を通じた指導により、障害を理由とする差別の解消に関し、当該職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者及びその家族その他の関係者から合理的配慮がなされないことに対する相談又は苦情の申出があった場合においては、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合においては、部下の職員に対して、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、部下の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し障害を理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮を怠った場合においては、速やかに、これらを是正する措置の実施又は指示指導を行わなければならない。

3 監督者は、前二項のほか、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分)

第十条 職員が、障害者に対し、その事務又は事業を行うに当たり障害を理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は、合理的配慮を著しく怠った場合であつて、これらを是正するため当該職員の監督者が行った指示指導に従わず、なお態度を改めないときは、当該職員は懲戒処分に付されることがある。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項第二号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第十四条の四第三項第二号中「福岡県公立学校優秀教職員表彰」を「優秀教職員表彰及び教育マイスター表彰」に改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号（第 3 条）

特 別 免 許 状 授 与 申 請 推 薦 書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

任命権者又は雇用者

印

特別免許状の授与に関して、下記のとおり推薦します。

記

特別免許状の種類		教 科	
採用予定者名			
採用予定校			
採用予定年月日			
推薦理由（具体的に詳しく記入すること。）			
1 その者を採用することにより期待しうる教育的効果			

2 その者の専門的知識を生かした社会人としての経験内容	
3 その者の社会的信望度	
4 その者の備えている教育的熱意・識見	
5 総合的所見	

注 推薦者は、公立学校にあつては任命権者、私立学校にあつては雇用者とする。ただし、県立学校にあつては、教職員課長、市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校・特別支援学校（政令市を除く。）にあつては、各教育事務所長とする。

様式第十号の二を次のように改める。

様式第 1 0 号の 2 (第 3 条の 2)

有効期間更新 (講習修了) 申請書
更新講習修了確認申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

フリガナ 氏 名	印	本 籍 地	都道府県
		生年月日	年 月 日
勤 務 校 ・ 機 関		職 名	
現 住 所	〒	電 話	

※勤務校・機関、職名は、現職教員でない等のために記載できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、
〔 有効期間の更新 ・ 更新講習の修了確認 〕 を申請します。

【有する免許状】

免許状種類	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載 の氏名	免許状記載 の本籍地
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県

【修了又は履修した免許状更新講習】

領 域	開設者	時間	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必 修 領 域		時間	年 月 日	
選 択 必 修 領 域		時間	年 月 日	
選 択 領 域		時間	年 月 日	教・養・栄
		時間	年 月 日	教・養・栄
		時間	年 月 日	教・養・栄

様式第十号の五を次のように改める。

様式第 1 0 号の 5 (第 3 条の 2)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 1 9 年
法律第 9 8 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

フリガナ 氏 名	印	本 籍 地	都道府県
		生年月日	年 月 日
勤 務 校 ・ 機 関		職 名	
現 住 所	〒	電 話	

※勤務校・機関、職名は、現職教員でない等のために記載できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 1 9 年法律第 9 8 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を申請します。

【有する免許状】

免許状種類	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載 の氏名	免許状記載 の本籍地
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県
			都道 府県		都道 府県

【修了又は履修した免許状更新講習】

領 域	開設者	時間	修了 (履修) 年月日	対象免許種
必 修 領 域		時間	年 月 日	
選 択 必 修 領 域		時間	年 月 日	
選 択 領 域		時間	年 月 日	教・養・栄
		時間	年 月 日	教・養・栄
		時間	年 月 日	教・養・栄

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第三条第六号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係教育委員会規則の整理等に関する規則

（福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第一条 福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年福岡県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六号」を「第四十四条」に改める。

（福岡県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第二条 福岡県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年福岡県教育委員会規則

第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第二項」に改める

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。